

令和2年第4回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年4月2日（木）午後1時30分から午後2時45分
開催場所	可児市役所 5階 全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 可児 勉、 井藤 平榮、 勝野 英俊、 日比野泰成、 二宮 章二、 鈴木 啓之、 奥村 武司、 續木 明彦、 兼松 君子、 高木 伸敏、 渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適化推進委員	浅野 忠、 奥村 久光、 長谷川謙司、 溝口 茂、 鈴木 好則、 可児すみ子、 栗本 京治、 溝口 知春
欠席委員	三宅 祥雅
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 主任主査 金沢貴、 主査 富賀見昌昭
議案	第15号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第16号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第18号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第19号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和2年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員は、出席は14名であり、定足数に達しております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は、三宅祥雅委員が欠席のため出席は8名です。</p> <p>只今より、令和2年第4回可児市農業委員会総会を開会します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>なお、本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、6番日比野泰成委員、7番二宮章二委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局 日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転が1件です。

受付番号1番は、美濃加茂市の方と御嵩町の方との売買による所有権移転です。

平貝戸地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。詳細については、資料のとおりです。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員からの発言をお願いします。

栗本委員 受付番号1番、平貝戸をお願いします。

栗本委員 推進委員8番の栗本が現地確認の報告をします。ここは、以前に少し埋め立てをしたいという話を聞きました。その後荒廃農地の状態になっていましたが、現地確認の際にはきれいに耕作され草もないような状態でしたので問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。

議長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

議長 日程第2、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、当委員会としてこれを許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第3、議案第16号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する内容について説明します。

今月の申請は2件です。

受付番号1番は、大森の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は中恵土地内で、貸駐車場にするとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

なお、始末書が申請書に添付されていまして、これは平成4年頃より、農地法の許可を受けずに農地を転用し、貸駐車場として使用していることに対してであります。

また、3月27日の現地確認の際、委員からお問い合わせのありました隣接する北東の

宅地については、一体利用するとの回答がありました。

受付番号2番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、申請人は川合地内で、隣接地を一体利用して農業用倉庫敷地と貸駐車場を整備するとのこと。周辺に農地はありません。

なお、始末書が申請書に添付されていて、これは昭和50年3月頃より、農地法の許可を受けずに農地を転用し、農業用倉庫として使用していることに対してであります。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1番、中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号1番について、14番委員山田が説明します。

物件の概要ですが、中恵土地区センターより西へ200m、周りは静かな住宅地です。

南側に可児川があり、景色は良いところです。隣接する水田への給排水に影響はないのですが、平成4年に埋め立てをしてしまっているということで始末書が提出されています。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 受付番号2番、川合をお願いします。

大澤委員 2番大澤が説明します。

申請者のお父さんが少し前に亡くなられて、以前はかなりしっかり農業をしてみえました方でしたが、息子さんの代になりまして、一切農業をされていないため、農地がかなり荒れております。申請地もかなり荒地になっていまして、今回、駐車場にするということでありまして、先程事務局から説明がありましたように隣接には農地は一切ありませんので、特に問題はありますが、現地確認の際に農地の中に建物があったということで、始末書が提出されています。よろしくをお願いします。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

【日比野委員挙手】

日比野委員 今、川合の件ですけれども転用目的は貸駐車場となっておりますが、理由として貸駐車場を整備し、農業用倉庫敷地にするとなっておりますが。

大澤委員 申請地の一部に既にある農業用倉庫がかかっていることに対してであり、新たに造るものでなく、倉庫の一部と貸駐車場に使いたいということで申請が出されているものです。

日比野委員 わかりました。

議長 その他、何かご意見ありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りします。

日程第3、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会として、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議	長	異議ないものと認め、これを許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	日程第4、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題とします。
事	務	事務局の説明をお願いします。
局		日程第4、議案第17号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
		申請の内訳は、売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件、売買及び贈与による所有権移転1件、使用貸借権の設定1件、賃借権の設定2件の合計10件です。
		受付番号1番は、広見の方と愛知県豊田市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
		譲受人は広見地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。
		その他、詳細については資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、外周にコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
		受付番号2番は、広見の方と群馬県太田市の方による贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
		譲受人は広見地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。
		その他、詳細については資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、擁壁を設置することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
		受付番号3番は、下恵土の方と兼山の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものものです。
		譲受人は、大森地内で隣接する宅地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。
		この農地は2種農地と判断されます。一体利用地を含めると転用部分は3分の1以下であるため、代替地検討は不要です。
		その他、詳細については資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、外周にコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
		受付番号4番は、塩河の方と塩河の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。
		使用借人は、一般個人住宅を建築するとのことです。
		この農地は1種農地と判断されますが、日常生活上必要で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという1種の例外許可を適用できると考えられます。
		その他、詳細については資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
		なお、3月27日の現地確認の際に問い合わせのありました隣地への取水確保について

は、双方同意の上で申請人において対応するとのことです。

受付番号5番は、春日井市と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求め
るものです。

譲受人は、土田地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防
ぐとのことです。

これは、事業計画変更の受付番号1番と同時申請です。この件は後程説明します。

受付番号6番は、土田の方2名と東京都千代田区の法人による賃借権の設定で、転用許
可を求めるものです。

賃借人は、土田地内で隣接する宅地を一体利用してコンビニエンスストアを建築する
とのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防
ぐとのことです。

受付番号7番は、下恵土の方と各務原市の法人による売買による所有権移転で、転用許
可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で隣接する5条許可済みの畑を一体利用して貸駐車場を整備する
とのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防
ぐとのことです。

受付番号8番は、下恵土の方外4名と岐南町の法人による賃借権の設定で、転用許可を
求めるものです。

賃借人は、下恵土地内で自動車整備業駐車場を整備するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、周辺に農地はありません。

受付番号9番は、川合の方と東京都練馬区の法人による売買による所有権移転で、転用
許可を求めるものです。

譲受人は、川合地内で4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

なお、周辺に農地はありません。

受付番号10番は、川合の方と清須市の方による売買及び贈与による所有権移転で、転
用許可を求めるものです。

譲受人は、一般個人住宅を建築するとのことです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐ
とのことです。

以上が日程4、議案17号の説明で、これらの案件は、周辺への影響には十分注意を払

		い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長		今の受付番号5番と次の議案第18号の事業計画変更の受付番号1番と関連性がありますので、事務局に議案第18号の受付番号1番の説明もしてもらい一緒に審議したらどうですか。
		【異議なしの声多数あり】
議 長		それでは、議案第18号の事業計画変更の受付番号1番を説明してもらった後に、この案件を合わせて議案第17号を審議していただくことにします。
事務局		事務局、説明をお願いします。
事務局		日程第5、議案第18号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。
		当初事業者の愛知県春日井市の方と事業継承者の今渡の方による売買による所有権移転で事業計画変更の承認を求めるものです。
		事業承継者は土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。
		詳細については、資料のとおりです。
		周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
		5条の受付番号5と同時申請です。
		周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
		受付番号1番と2番、広見をお願いします。
溝口(知)委員		推進委員9番溝口が、現地確認の説明をします。
		受付番号1番の物件は、売買による所有権移転により共同住宅を建築するという計画です。
		地元の水利組合等の承諾が取れており、問題ないと見てまいりました。慎重な審議をよろしくをお願いします。
		受付番号2番、この場所は川北住宅の北隣接地になります。贈与による所有権移転で一般個人住宅を建築するとのことです。
		周辺の水利組合の許可も取れているので、問題ないと見てまいりました。審議をよろしくをお願いします。
議 長		受付番号3番、大森をお願いします。
可児(す)委員		7番推進委員の可児が説明します。
		広見地区から大森地区に入って一つ目の信号を左に入り、約500m行ったところにある新宗教教会の奥にある土地です。売買による宅地と畑を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。下水道も前面道路にありますし、農業用水には影響ないと思います。皆様の審議をよろしくをお願いします。
議 長		受付番号4番、塩河をお願いします。
長谷川委員		推進委員4番の長谷川が現地確認の結果を報告します。

場所は、大手通信販売商品配送センターから南の方に 100m位行ったところ。現地確認した結果ですが、既に建物が建っておりまして、30 年位前、塾をやっていたと記憶しています。申請地の一部が駐車場として埋め立てられていました。建物が建てられていましたので、始末書の提出を指導しました。土地改良区の同意書、隣接者の同意書がありませんので、後程事務局から説明をお願いします。審議よろしくをお願いします。

議 長 事務局は、今答えられますか。

事 務 局 同意書は不要です。

長谷川委員 隣接地が農地の場合、同意書が必要ではないのですか。

事 務 局 各案件そうなんです、同意書の提出まで求めていません。所有者には、隣接者に説明をするようにお願いしています。

長谷川委員 わかりました。

そうであれば、近隣に建物が建って迷惑がかからないように求めることはどうなんでしょう。

事 務 局 この案件もそうなんです、万が一の場合には申請人において責任をもって対処することになっていまして、一切の迷惑をかけないということで申請していただいています。

議 長 続きまして、5番と6番土田ですが、受付番号5番に関しましては、事業計画変更の受付番号1番と同時の説明をお願いします。

井 藤 委 員 4番の井藤平榮が現地確認の結果を報告します。

この受付番号5番はJ A土田支店から西へ300m、土田連絡所から南へ550mのところ。この土地は事業計画変更にもでていまして平成22年位に一度許可がでていまして、一般基準判定を含め5条申請と事業計画変更については問題ないかと思えます。

受付番号6番は、土田地区センターの東の土田中町交差点の角にありますコンビニエンスストアの建物を申請地に移動させるものです。上下水道は現在敷設されているものを使用するということで、農地に害することはないと思えます。

議 長 受付番号7番、8番、下恵土をお願いします。

可 児 (勉) 委 員 3番の可児が発言します。

受付番号7番ですが、場所は今渡南小学校のすぐ西側です。この辺一帯は最近開発が進んでいまして、わずかな面積が残っていた土地が今回一体利用地ということで申請が出てきたものです。先ほど事務局から説明があったように問題がないと見受けてまいりました。

受付番号8番ですが、これはアーラの南200mくらいのところ、国道248号線沿いにある農地で、今回かなり広い駐車場を造るということです。これは自動車整備業駐車場ということで出ています。問題ないと思えます。

議 長 受付番号9番、10番川合をお願いします。

大 澤 委 員 2番大澤が、説明します。

受付番号9番ですが、譲渡人は私より少し年上で、夫をなくされ一人ということで耕作が続けられないということで、譲受人に手放したいということで申請されました。

この土地の隣接地には農地はありませんので特に問題ないと思えます。

受付番号10番ですが、この土地は所有権移転の原因が売買と贈与となっております、

分譲住宅を造られる方が所有者の姪でありまして、一部を贈与し残りを売られるということ。ここは排水も下水の方も通っていきまして、昔からの住宅地の中ですので転用されることについては、特に問題はないと思います。少し関心がありますので、事務局にお聞きしますが、一つの筆を売買と贈与で渡す場合、どうやってやるのですか。できたら教えていただきたいと思います。

事務局 今の件は、特殊な事例なんです。申請書には譲渡人と譲受人ともに売買代金、贈与金額が同一金額で記載してあります。

大澤委員 ことは、分筆しないでやる訳ですね。ということは土地の値段を下げないで、税務署が認める贈与が可能な範囲で行うと捉えて良いのですか。

事務局 詳細は分かりませんが、そういった意図があるのかもしれませんが。

議長 只今、各委員からの説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等がありますか。

大澤委員 受付番号8番ですけれども、土地改良区の同意がなしとなっていますが、私は可児土地改良区の理事長として同意した記憶があるのですが、事務局に提出されていませんか。

事務局 資料作成が、委員の皆さんに配付するタイミング時には提出されていませんでした。今ご指摘がありましたように、その後提出されましたのでありと訂正させていただきます。

議長 受付番号4番ですが、長谷川委員が現地確認の結果の説明の際に土地改良区の同意がないと話されましたが、その点はどうですか。

日比野委員 ここは、可児第二土地改良区の施工範囲に入っていないので、土地改良管理組合の同意の範囲でないということです。

長谷川委員 土地改良区の範囲でないので、土地改良管理組合の同意書の提出はないということですが、隣接が農地の場合に同意書は必要でないかと思うのですが、いつから隣接農地所有者の同意書が必要でなくなったのですか。

事務局 平成7年に国から通達が出ておりまして、一律行政側が申請者に対して隣地同意を求めることはないようにとありまして、それを受けて当時の農業委員会総会に諮りまして、廃止させていただいています。ただし、社会通念上全く隣接農地所有者に話をしないことになりますとトラブルになりますので、隣接農地所有者に対し説明をしていただいて、更に営農に支障がないということを確認してくださいということをお願いしており、申請書にその旨を記載していただいています。

長谷川委員 私が事務局から平成27年にいただいたものには、隣接が農地の場合には同意書の提出が必要と書いてあるのですが、その前から必要なかったということですよ。ということは、そのときにいただいたものは、間違いであったということですか。

事務局 実は、廃止させていただく際に県内の状況を調べたのですが、大半の市町村はまだ同意書を提出していただいていたと思います。現在もおそらく提出していただいていると思います。任意で提出されることにはかまいませんので、申請書に添付していただいて同意書が付いてくるケースもありますが、添付されていないからといって許可できないということにはならないので、説明だけをしていただくということで、提出については任意にさせていただきます。

議長 その他、何かご質問等ございませんか。

議 長 【質問なしの声多数あり】
それでは、お諮りをいたします。
日程第4、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、当委員会として、これを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
あと一点、日程第5、議案第18号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の意見について」は、当委員会として、承認相当として市に進達することにご異議ありませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
それでは、日程第4は当委員会として、市に許可相当として進達すること及び日程第5については、当委員会として、承認相当として市に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第19号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 日程第6、議案第19号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。今回申請は2件です。
受付番号1番は、瀬田の方が所有する瀬田地内の田です。
当該農地は、昭和30年頃まで耕作していましたが、昭和54年に車庫を建設し現在に至るといことです。
受付番号2番は、下恵土の方が所有する大森地内の田と畑です。
当該農地は、平成5年頃まで耕作していましたが、平成10年頃から山林原野化して現在に至るといことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。
瀬田、お願いします。

渡邊(千)委員 受付番号1番について13番渡邊が現地確認の結果を報告します。
場所は、クリニックより130mの西側にあります。
面積は137㎡、地目は畑、現況は宅地化されております。昭和30年頃まで耕作しており、昭和54年に車庫を建設して現在に至っております。この非農地証明については問題ないと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 大森、お願いします。

可児(す)委員 受付番号2番について、7番推進委員可児が説明します。
申請の土地の1筆は、ほとんど現地に入れない状態で大きな樹木が茂っており山林化しています。
もう一つの土地は3筆ですが、これらは周囲の山林と一体化してしまっていて、耕作できる状況ではありません。

議 長 今、地元の委員から説明がありましたが、何かご意見ございませんか。
【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 日程第6、議案第19号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、当委員会として承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会として承認することに決しました。

議長 日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。
 今回の利用権の設定は、使用貸借が4件、賃貸借が8件で合計12件です。

議長 受付番号6番から12番までは、私が当事者になっていますので、農業委員会法等に関する法律第31条に規定する議案審議参与制限により審議に加わることができません。まず6番から12番までを職務代理の可児勉委員に議長をしていただきまして、その後1番から5番までを通常に私が議事を進行していきます。それでは6番から12番までをよろしくをお願いします。

【菱川幸夫会長退室】
 【職務代理可児勉委員、議長席に着座】

職務代理者
可児（勉）委員 職務代理の3番委員可児勉です。会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

議長 受け付け番号6番から12番までを議題とします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、受け付け番号6番から12番までを説明します。
 全ての案件が美濃加茂市の方外6名と今渡の方との間で新規の賃借権の設定です。
 どの案件も土田地内にある農地であり令和5年4月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号6番から12番は、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

【意義なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。
 それでは、会長に入室を求め議長に就いていただきます。
 【職務代理可児勉委員の議長席から離席】
 【菱川幸夫会長入室し、議長席に着座】

議長 日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号1番から5番を議題とします。

議長 長 なお、受付番号3番、4番の案件は7番可児すみ子推進員が利用権を受けるものの関係者であることから、農業委員会法等に関する法律第31条に規定する議案審議参与制限により審議に加わることができません。先に受付番号3番、4番の案件を審議します。

議長 長 したがって可児すみ子委員の退室をお願いします。

議長 長 【可児すみ子推進委員退室】

議長 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議長 長 受付番号3番と4番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明します。

議長 長 いずれも大森の方と大森の方との間で新規の使用貸借権の設定です。

議長 長 全て大森地内にある農地です。受付番号3番については令和12年4月までの10年間で、受付番号4番については令和5年4月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、ご質問等はございませんか。

議長 長 【意見なしの声多数あり】

議長 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。

議長 長 日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号3番と4番は、これを承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

議長 長 【異議なしの声多数あり】

議長 長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議長 長 それでは、可児すみ子推進委員の入室を認めます。

議長 長 【可児すみ子推進委員入室し、着席】

議長 長 続きまして、日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号1番、2番及び5番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

議長 長 受付番号1番は、多治見市の方と美濃加茂市の法人との間での新規の賃借権の設定です。

議長 長 大森地内の、当該農地について令和7年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 長 受付番号2番は、柿下の方と久々利の方との間で再設定の使用貸借権の設定です。

議長 長 久々利地内の該当農地について令和7年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 長 受付番号5番は、塩の方と虹ヶ丘の方との間で再設定の使用貸借権の設定です。

議長 長 塩地内の該当農地について令和4年4月までの2年間、利用集積を図るものです。

議長 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

議長 長 【意見なしの声多数あり】

議長 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。

議長 長 日程第7、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の受付番号1番、2番、5番は、これを承認し、市長

に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議長 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議は全て終了しました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について、事務局から説明します。

農地の適正管理の3月指導分については、該当ありませんでした。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。

3月1日から3月31日までに届出のあった受理分について報告します。

坂祝町の方外6名から届出があり、内訳は相続に伴う届出が7件で、田は8筆、面積は7,284㎡、畑が13筆、面積は5,932㎡、合計で21筆13,216㎡です。

今後の予定ですが、現地確認は、4月3日金曜日締切分につきましては、4月27日月曜日を予定しております。

令和2年第5回総会は、5月7日木曜日午後3時30分から5階全員協議会室で開催します。なお、時間等に変更があった場合には、あらためてご連絡します。

議長 以上をもちまして、令和2年第4回可児市農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。